

みやぎ産業廃棄物 3 R 等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 県は、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化その他適正な処理の促進を図るため、事業者が行う県内の産業廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、再生資源の利活用、排出抑制（以下「3 R 等」という。）及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に資する事業に要する経費について、予算の範囲内でみやぎ産業廃棄物 3 R 等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和 5 1 年宮城県規則第 3 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「発生抑制」とは、原材料等の投入抑制又は利用率の向上等による廃棄物の減量又は長寿命製品の導入等により、産業廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 「再使用」とは、産業廃棄物の形状、組成等を変更しないで再び使用できる状態にすることをいう。
- (3) 「再資源化」とは、産業廃棄物の形状、組成等を変更して原材料、燃料等として加工することをいう。
- (4) 「再生資源」とは、産業廃棄物が再資源化された物及びエネルギーをいう。
- (5) 「再生資源の利活用」とは、再生資源を原材料等として利活用することをいう。
- (6) 「排出抑制」とは、事業場内で発生した産業廃棄物を場外排出する量を削減することをいう。
- (7) 「産業廃棄物削減量等」とは、前 6 号に掲げる取組により削減される、産業廃棄物の発生量、焼却量、最終処分量及び県が重点的に支援すべきものとして知事が定める取り組みによる再資源化量をいう。
- (8) 「産業活動に由来するプラスチック製廃棄物」とは、産業活動に用いられていたプラスチック製資材が、やむを得ない理由によって海洋環境中に排出されて廃棄物となったものをいう。
- (9) 「申請代表者」とは、連携した 2 社以上が申請を行う場合に、代表して補助事業の手続き及び経費管理に関する一切を行うものをいう。

(補助金の交付対象等)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、県内に事業所を置く法人その他の団体（ただし、市町村、一部事務組合のほか知事が別に定めるものを除く。）又は県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者のうち、以下の全ての要件に適合するものとする。

- (1) 全ての県税に未納がないこと。
- (2) 過去 3 年間に、交付決定を受けた補助事業に対し、規則第 1 6 条第 1 項の規定による交付決定の取消しを受けていないこと。
- (3) 過去 3 年間に、別表 1 に掲げる法令に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていないこと。
- (4) 物品調達に係る競争入札の参加資格制限要領（平成 2 7 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 項の規定による資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者指名停止要領（平成 2 7 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団排除条例（平成 2 2 年宮城県条例第 6 7 号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内の産業廃棄物の 3 R 等に必要な設備又は機器（以下「設備等」という。）を導入する事業（以下「設備整備事業」という。）及び県内の産業廃棄物の 3 R 等や産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境負荷低減に必要な調査、技術若しくは製品の研究開発又は製品の販売促進等の事業（以下「循環ビジネス事業化支援事業」という。）で、別表 2 に掲げるものとする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に交付する補助金の補助率及び補助限度額、並びに補助事業の期間は、別表4のとおりとする。

2 補助事業者は、設備整備事業にあっては、この補助金と併せて他の補助金等（県単独事業である補助金等（みやぎ環境交付金を除く。）を除く。）の交付を、循環ビジネス事業化支援事業にあっては、みやぎ環境交付金事業である補助金等の交付を受けることができる。

3 前項の規定により補助金等の交付を受ける場合、この補助金の額と、他の補助金等のうち、この補助事業に係る補助金等の額の合計額が、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額を超えることはできない。ただし、みやぎ環境交付金事業である補助金等は除く。

4 補助金の交付額は第3条第3項の補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。
なお、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（募集及び申請方法）

第5条 知事は、予算の範囲内において、補助金の交付を希望するものを募集するものとする。

2 補助金の交付を申請する者は、知事が定める日までの間に、様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、複数年度にわたって補助事業を行おうとする場合は、その事業計画の最初の年度に限り、補助金交付申請書と併せて様式第2号による事業計画認定申請書を提出しなければならない。

3 前項の補助金交付申請書及び事業計画認定申請書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。

4 知事は、第2項の規定による補助金交付申請書及び事業計画認定申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第3条に定める補助金交付の要件に適合すると認められるものを受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で受理する。

5 第2項の規定による補助金交付申請書の提出は、当該年度において設備整備事業、循環ビジネス事業化支援事業それぞれについて1者につき1度のみとする。

6 複数年度にわたって補助事業を行うものであつて、事業期間内に補助対象経費の支出がない年度がある場合は、第2項の規定による補助金交付申請書の提出に代えて、様式第3号による事業実施届出書を知事に提出しなければならない。

7 第2項の規定による補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退する場合は、様式第4号による補助金交付申請辞退届を知事に提出しなければならない。

（申請の際の消費税及び地方消費税）

第6条 補助金の交付を申請する者は、本補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において本補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定等）

第7条 知事は、補助金の交付申請及び事業計画の認定申請の内容について、別に定める方法により審査を行う。

2 知事は、補助事業が確実に効果的に実施されると認めるときは、予算の範囲内で交付の決定及び事業計

画の認定を行う。

- 3 知事は、前項の規定による交付決定を行った後、補助事業の廃止等により予算に余剰が生じた場合、順位を繰り上げて交付決定ができるものとする。
- 4 知事は、規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び第2項の規定による事業計画の認定を行ったときは、その旨を通知する。
- 5 知事は、第1項の規定にかかわらず、事業計画の認定を行った事業（以下、「複数年度事業」という。）については、第12条第1項の規定により提出された実績報告書、又は第12条第3項の規定により提出された事業実施状況報告書により補助事業の実績を確認した上で、翌会計年度の交付決定を行うことができる。
- 6 前項の場合において、知事は、補助事業者が正当な理由なく、2年度目以降の補助金の交付申請を申請すべき年度の4月末日までに行わない場合は、認定を取り消すことがある。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分（別表3の経費区分欄に定める経費ごとの配分額をいう。）の変更をする場合においては、あらかじめ様式第5号による事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - ア 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更
 - イ 補助対象経費の総額の20%以内の減少
 - ウ 補助対象経費の配分の流用に伴う増減（ただし、設計費、調査費、設備費又は工事費が、変更前の配分額から20%を超えて流用する場合を除く。）
 - エ その他知事が必要と認めるもの
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第6号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (5) 交付決定のあった会計年度内に事業が完了すること。
- (6) 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないことが明らかになった場合は、速やかに、様式第7号による事業遅延等報告書を知事に提出してその指示を受けること。
- (7) 補助事業者は、補助事業の完了後、別に定めるところにより、産業廃棄物削減量等の補助事業の効果を知事に報告すること。
- (8) 補助事業者が、第9条各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。
- (9) 補助事業者は、取得財産については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産を処分（補助金の交付の目的に反して転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (10) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、その他補助事業の内容の公表について、協議の上、これに協力すること。

（交付決定の取消し）

第9条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じ

ることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (3) 別表1に掲げる法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき。
- (4) 暴力団排除に関する誓約書に虚偽がある、又は、違反したとき。
- (5) 補助事業が、補助金の交付決定をした年度内に完了しないとき。
- (6) 知事の承認を受けずに、補助事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の利用を中止し、又は処分したとき。
- (7) 正当な理由なく、補助事業による産業廃棄物削減量等の目標値を著しく下回ったとき。
- (8) 補助事業に関して、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (9) その他知事が必要と認めるとき。

（補助事業の実施）

第10条 補助事業の着手日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の事業を実施するために必要な売買、請負、その他の契約を締結した日とし、着手は、交付決定年月日以降にしなければならない。ただし、第7条第3項の規定による交付決定を行った場合は除く。

- 2 複数年度事業を行う補助事業者は、2年目以降の事業について、やむを得ない事由により交付決定より前に事業に着手する場合、あらかじめ様式第8号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業の完了日は、設備が稼働できる状態（許認可が必要な設備等にあつては、その取得等を含む。）となった日又は調査、研究開発及び販売促進等が完了し、報告書等の取りまとめが完了した日、かつ、補助事業に関する支払が完了した日とする。ただし、設備整備事業の複数年度事業の初年度については、交付決定のあった会計年度内に支払が完了した日とする。
- 4 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、産業廃棄物等の扱いにおいて、別表1に掲げる法令に違反することのないよう十分留意するものとする。

（事業計画の変更等）

第11条 補助事業者は、第7条第2項の規定により認定された事業計画を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第9号による計画変更認定申請書を知事に提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第2項の規定により認定された事業計画を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第10号による計画中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告等）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度（以下「補助金交付決定年度」という。）の2月末日のいずれか早い日までに、様式第11号による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、補助金交付決定年度の翌年度以降も事業を継続する場合であつて、補助金交付決定年度において3月中も事業を実施しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 前項の規定による実績報告書に添付しなければならない書類は、別表6のとおりとする。
- 3 複数年度にわたって補助事業を行うものであつて、事業期間内に補助対象経費の支出がない年度がある場合は、第1項の規定による実績報告書の提出に代えて、様式第12号による事業実施状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、やむを得ない理由により年度内に事業を完了することができない場合は、速やかに、知事

に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第13条 補助事業者は、第12条第1項の規定による実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、補助事業者の実績報告書を受領した後、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第13号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第16条 知事は、第14条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金の支払いを行うものとする。

(状況報告等)

第17条 規則第10条の規定による報告は、様式第14号によるものとし、補助金交付決定年度の11月末日現在における補助事業の進捗状況を、補助金交付決定年度の12月10日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者及び事業計画の認定を受けた者から補助事業の進捗状況について報告を求め、現地調査を行い、補助金の使用状況等を調査することができるものとする。

(事業完了後の経過報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する県の会計年度(以下「補助事業完了年度」という。)の終了後の事業経過について、様式第15号による補助事業経過報告書を、当該年度終了の日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業者から前項の規定により補助事業経過報告書の提出があった後、必要と認めるときは、その後の事業経過についても、補助事業者から同報告書の提出を求め、現地調査を行うことができる。

(取得財産等の管理及び処分)

第19条 補助事業者は、取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、当該取得財産を処分しようとするときには、あらかじめ様式第16号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の取得財産のうち、処分を制限する財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。

- 3 補助事業者は、第1項の規定により承認を受けた財産の処分を行った場合は、様式第17号による財産処分報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により財産の処分の承認をした場合において、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助事業の休止)

- 第21条 補助事業の休止とは、取得財産の使用を一時的に休止することがやむを得ないと認められる場合に限り、且つそれに伴い収益が生じないものをいう。
- 2 本条は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において休止する場合に適用するものとする。
 - 3 休止の取扱いは、休止期間により、次のとおりとする。
 - (1) 休止期間の終期を定めていない場合及び休止期間の終期が法定耐用年数の期間を超える場合は、前条を適用する。
 - (2) 休止期間の終期を定めている場合は、補助事業者に対し、あらかじめ様式第18号による事業休止報告書の知事への提出を求める。休止期間の終了後、補助事業の目的が達成されると認められる場合には、前条は適用しないものとする。
 - 4 前項第2号の規定に基づき報告した休止期間内において、取得財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、前条を適用する。
 - 5 第3項第2号に基づき報告した休止期間後も補助事業の休止が継続する場合は、前条を適用する。

(産業財産権に関する届出)

- 第22条 補助事業者は、補助事業完了年度の終了後3年以内に、補助事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）について、それらを出願し、取得し、若しくは譲渡した場合又はそれらに実施権を設定した場合には、様式第19号による産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

- 第23条 知事は、補助事業者が、産業財産権の譲渡又は実施権の設定、その他補助事業の成果を他に供与したことにより相当の収益が生じたと認められるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(産業廃棄物の3R等の推進)

- 第24条 補助事業者は、補助事業が完了した後も産業廃棄物の3R等に模範的に取り組まなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業で取得した財産にその旨を表示しなければならない。
 - 3 補助事業者は、3R等の推進のために県が行う取組に協力しなければならない。

(成果の公表)

- 第25条 県は、産業廃棄物の3R等の推進を図るため、この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、その他補助事業の内容等を公表し、補助事業に係る産業廃棄物の3R等推進について率先的な取組に関し、広報することがある。

(その他)

- 第26条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月23日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
(みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業実施要綱及びみやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業費補助金交付要綱の廃止)
- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業実施要綱(平成25年4月1日施行)
 - (2) みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業費補助金交付要綱(平成25年4月1日施行)
(経過措置)
- 4 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前のみやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業実施要綱に基づく支援対象事業の指定を受けた事業者等(みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業実施要綱の一部を改正する要綱(平成25年4月1日施行)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされている事業に係る事業者等を含む。)及び前項の規定による廃止前のみやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を受けた補助事業者(みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業費補助金交付要綱の一部改正する要綱(平成25年4月1日施行)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係る補助事業者を含む。)に係るこれらの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。ただし、第16の規定は、平成29年度以前の予算に係る補助金にも適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 規則第3条の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。ただし、第16の規定は、平成30年度以前の予算に係る補助金にも適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
(準備行為)
- 3 規則第3条の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができ

る。

附 則

(施行日等)

- 1 この要綱は、令和元年6月24日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。ただし、第16の規定は、平成30年度以前の予算に係る補助金にも適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
(準備行為)
- 3 規則第3条の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。ただし、平成31年度以前にみやぎ産業廃棄物3R技術・製品開発チャレンジ応援事業実施要綱第3条第3項の認定を受けた事業者等に対する補助金の交付対象となる事業、経費、補助率等及び事業経過報告については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
(みやぎ産業廃棄物3R技術・製品開発チャレンジ応援事業費補助金交付要綱及びみやぎ産業廃棄物3R技術・製品開発チャレンジ応援事業計画認定要綱の廃止)
- 3 みやぎ産業廃棄物3R技術・製品開発チャレンジ応援事業費補助金交付要綱(平成31年4月1日施行)及びみやぎ産業廃棄物3R技術・製品開発チャレンジ応援事業計画認定要綱(平成31年4月1日施行)は、廃止する。ただし、みやぎ産業廃棄物3R技術・製品開発チャレンジ応援事業費補助金交付要綱中第15から第18までの規定については、なおその効力を有する。
(準備行為)
- 4 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
(準備行為)
- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表1（第3、第8、第10条関係） 関係法令等

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 8 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 9 公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）
- 10 1から9までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例

別表2（第3条関係） 補助事業

補助事業	事業区分	区分略称	内容
1 設備整備事業 （補助対象経費が100万円以上で、産業廃棄物削減量等が年間10トン以上の事業（ただし、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくずを対象とする場合は、年間5トン以上の事業））	（1）産業廃棄物等の発生抑制のための設備等の整備	発生抑制	導入設備により製造工程等から発生する産業廃棄物（産業廃棄物処理業に係るものを除く。）の量が削減される事業
	（2）産業廃棄物の再使用のための設備等の整備	再使用	導入設備により産業廃棄物や原材料等の再使用が可能となる事業
	（3）産業廃棄物の再資源化のための設備等の整備	再資源化	導入設備により産業廃棄物の再資源化が可能となる事業
	（4）産業廃棄物由来の再生資源の利活用のための設備等の整備	再生資源の利活用	産業廃棄物を再生した資源を利活用するための設備を導入する事業（再生資源を有価買取する場合を含む。）
	（5）産業廃棄物の排出抑制のための設備等の整備	排出抑制	事業により発生した産業廃棄物を自ら処理するための設備を導入する事業（（1）から（4）に係るものを除く。）
2 循環ビジネス事業 （補助対象経費が100万円以上の事業）	（1）産業廃棄物の3R等事業に関する調査・検討	事業化検討	県内の産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に資する事業の検討
	（2）産業廃棄物の3R等事業に関する研究・技術開発	研究開発	県内の産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に資する技術又は製品・設備等の研究開発、応用、改良を行う事業
	（3）産業廃棄物の3R等に関する製品の販売促進活動	販売促進	県内の産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に資する商品等の販売促進を行う事業

（注）設備整備事業においては、産業廃棄物の収集運搬に係る車両の取得、移動式許可に係る産業廃棄物処理施設等の整備、土地や車両の取得、建屋の設置等、補助事業以外の用途に使用できる設備等を整備する事業、中古品やリースにより設備等を整備する事業、他から転用が可能と認められる設備等を整備する事業等は対象外とする。

別表3（第3条関係） 補助対象経費

経費区分	対象経費
1 設備整備事業	
設計費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の設計に要する経費
調査費	補助事業の実施に直接必要な調査等に要する経費
設備費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む）等に要する経費
工事費	補助事業の実施に直接必要な土木、配管、配電等の工事に要する経費
据付調整費	補助事業の実施に直接必要な機械装置等の据付け等に要する経費
運搬費	補助事業の実施に直接必要な機械装置等の運搬に要する経費
その他の経費	補助事業を行うために直接必要なその他の経費
2 循環ビジネス事業化支援事業	
原材料費	補助事業の実施に直接必要な原材料費及び副資材の購入に要する経費
構築物費	補助事業の実施に直接必要な構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
機械装置費	補助事業の実施に直接必要な機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
工具器具費	補助事業の実施に直接必要な工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
外注・委託費	補助事業の実施に直接必要な研究開発に係る加工等の外注に要する経費
指導受入費	補助事業の実施に直接必要な技術指導の受入に要する経費
共同開発費	補助事業の実施に直接必要な研究開発を共同で行う場合に要する経費
会場設営・運営費	補助事業の実施に直接必要な会場設営・運営に要する経費
広報宣伝費	広報宣伝に要する経費
その他の経費	補助事業の実施に直接必要なその他経費

（注）消費税及び地方消費税、振込手数料や割賦手数料、利息、光熱水費や人件費等の経常的経費、土地の取得又は賃借に係る経費、申請書作成や各種届出に係る経費等、事業に直接要しない経費は対象外とする。

別表4（第4条関係） 補助率、補助限度額及び補助事業期間

事業区分	区分略称	補助率	補助限度額	補助事業期間
1 設備整備事業				
(1) 産業廃棄物の発生抑制のための設備等の整備	発生抑制	ア 一般枠(イ及びエ以外の取組をいう。以下同じ。) 2分の1以内	ア 一般枠 2,000万円以内	2年以内
(2) 産業廃棄物の再使用のための設備等の整備	再使用	イ 重点枠(知事が別に定める取組をいう。以下同じ。) 3分の2以内	イ 重点枠 3,000万円以内	
(3) 産業廃棄物の再資源化のための設備等の整備	再資源化	ウ 動静脈連携枠(知事が別に定める取組をいう。以下同じ。) 2分の1以内	ウ 動静脈連携枠 4,000万円以内	
(4) 産業廃棄物由来の再生資源の利活用のための設備等の整備	再生資源の利活用	エ 未来法枠(宮城県基本計画のうち環境・エネルギー関連産業に適合するとして承認された地域経済牽引事業計画に記載された設備等の整備事業の取組をいう。以下同じ。) 3分の1以内	エ 未来法枠 5,000万円以内 (総事業費 15,000万円以上)	
(5) 産業廃棄物の排出抑制のための設備等の整備	排出抑制			
2 循環ビジネス事業化支援事業				
(1) 事業の検討・調査	事業化検討	ア 知事が別に定める取組を対象とする場合 3分の2以内 イ アに該当しない場合 2分の1以内	200万円以内	1年
(2) 技術の研究開発・応用・改良、製品・設備等の開発	研究開発	ア 大学等と連携し、知事が別に定める取組を対象とする場合 3分の2以内 イ アに該当しない場合 2分の1以内	ア 1年度当たり 700万円以内 イ ①1年度当たり 500万円以内 ②1年度当たり 750万円以内	ア 3年以内 イ ①3年 ②2年以内
(3) 製品・設備等の販売促進	販売促進	ア 知事が別に定める取組を対象とする場合 3分の2以内 イ アに該当しない場合 2分の1以内	200万円以内	1年

(注) 循環ビジネス事業化支援事業における留意点

過年度に本補助金の交付を受けた事業については、当該事業と同一又は軽微な変更にとどまるテーマで、別表4に定める通算補助限度額及び補助事業期間の合計を超えた申請は不可とする。ただし、事業区分が異なる場合（事業化検討→研究開発、研究開発→販売促進等）はこの限りではない。

別表5 (第5条関係) 申請書の添付書類

区分	内容
補助金交付申請書の添付書類	1 事業計画書(別紙1)
	2 構成事業者一覧表(別紙2)
	3 収支予算書(別紙3)
	4 事業計画スケジュール(別紙4)
	5 経営状況表(別紙5)
	6 実施体制(別紙6)
	7 役員等名簿(別紙7)
	8 直近1年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費及び一般管理費明細書並びに個別注記表。ただし、直近1年間の決算が赤字の場合は、直近3年間の財務諸表) ※個人事業主の場合は、確定申告書の写しを添付すること。
	9 知事が別に定める経営診断ツールによる診断結果
	10 法人の場合は定款及び登記簿謄本、個人の場合は住民票抄本(原本の写し)
	11 納税証明書(県税に係る徴収金に未納がない旨の証明書)(原本の写し)
	12 自認書(別紙8)
	13 暴力団排除に関する誓約書(別紙9)
	14 経費算出根拠(見積書等及び見積書整理表(別紙10))
	15 会社案内等のパンフレット
	16 その他知事が必要と認める資料
	16-1 設備整備事業
	(1) 投資回収計画表(別紙11)
	(2) 3R等設備機器等の仕様書及びカタログ
	(3) 3R等設備機器の処理能力算定に関する書類
	(4) 3R効果の算定に関する書類
	(5) 廃棄物発生の現況を示すマニフェスト、又は廃棄物処理予測計算書等
	(6) 廃棄物の確保・処理に要する費用に関する資料及び経費算出に係る根拠資料
	(7) 再生利用品販売単価及びその他経費に関する資料並びに経費算出に係る根拠資料
	(8) 借地利用の場合、賃貸借契約書の写し
	(9) 事業所の位置図
	(10) 設置設備の場内配置図
	(11) 事業実施に必要な取得済みの廃棄物処理法、その他関係法令の許可・届出等の写し
(12) 事業概要書(別紙12)	
(13) 委任状(別紙13)(動静脈連携枠のみ)	
(14) 上記(1)から(13)の書類以外で事業遂行上、必要と認められる資料	
16-2 循環ビジネス事業化支援事業	
(1) 指導受入計画書(別紙14)	
(2) 共同研究開発計画書(別紙15)	
(3) 共同研究体形式で実施する場合は、事業者間の確認書、誓約書、協定書等	
(4) 事業概要書(別紙16)	
(5) 上記(1)から(4)の書類以外で事業遂行上、必要と認められる資料	

(注) 複数年度にわたって補助事業を行うために補助金交付申請書と事業計画認定申請書を併せて提出する場合、重複する添付書類は省略することができる。

別表6 (第12条関係)

区分	内容
補助事業実績報告書の添付書類	1 事業実績書 (別紙1)
	2 構成事業者一覧表 (別紙2)
	3 収支決算書 (別紙3)
	4 事業工程表 (別紙4)
	5 見積書 (原本の写し)
	6 契約書又は注文請書 (原本の写し)
	7 納品書 (原本の写し)
	8 検収確認調書 (原本の写し)
	9 請求書 (原本の写し)
	10 領収書 (原本の写し)
	11 振込を証する書類 (通帳の表紙及び振込を証する部分又は振込依頼書等) (原本の写し)
	12 本事業実施に伴い取得した各種関係法令の許可書 (原本の写し)
	13 本事業実施に当たって関係機関に提出した各種届出、受理書 (原本の写し)
	14 その他、本事業実施に当たって関係者と交わした契約書類 (原本の写し)
	15 その他知事が必要と認める書類
	15-1 設備整備事業
	(1) 納品時の設備等の仕様書 (原本の写し)
	(2) 設備等設置に当たっての作業内容を証明する書類 (原本の写し)
	(3) 設備導入後、設備の稼働状況を確認できる書類
	(4) 該当設備の現場写真
	(5) プラント図面一式 (設備設置図面、設備全体組立図面等)
	(6) 事業実施場所の所在地図
	(7) 取得財産等が資産登録されている、又は登録予定であることが確認できるもの (固定資産台帳の写し等)
	(8) 上記 (1) から (7) の書類以外で必要と認められる書類
	15-2 循環ビジネス事業化支援事業
	(1) 納品時の設備等の仕様書 (原本の写し)
	(2) 設備等設置に当たっての作業内容を証明する書類 (原本の写し)
	(3) 設備導入後、設備の稼働状況を確認できる書類
	(4) 該当設備の現場写真
	(5) 取得財産等が資産登録されている、又は登録予定であることが確認できるもの (固定資産台帳の写し等)
	(6) 技術指導受入に係る契約書
(7) 技術指導に当たって指導内容を確認できる書類	
(8) 共同研究開発に係る契約書	
(9) 共同研究開発に係る報告書	
(10) 上記 (1) から (9) の書類以外で必要と認められる書類	

別表4 別紙

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費補助金において、重点枠及び動静脈連携枠等として補助率又は補助限度額を優遇する取組

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費補助金交付要綱第4条第1項別表4に規定する知事が別に定める取組は下記のとおりとする。

記

【重点枠】

- 1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組
 - (1) 廃太陽光発電設備
 - (2) 廃石膏ボード（石膏粉を原料とした製品の開発・製造に関する取組に限る）
- 2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組
 - ・廃プラスチック類
 - ア 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組
 - イ 再生プラスチック原料を利活用する取組
- 3 情報通信等の先端技術を活用した選別の高度化に関する取組
 - ・AIやIoT等の先端技術の導入による選別の高度化
 - ※選別の高度化…選別精度の向上、処理量の増加につながる効率化（単純な省人化は対象外）
- 4 食品ロスの削減に関する取組
 - ・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組
- 5 宮城県グリーン製品の改良・販売促進等に関する取組（循環ビジネス事業化支援事業のみ）
 - ・宮城県グリーン製品の改良、販促活動による資源循環の促進
- 6 サーキュラーエコノミー型ビジネスの創出に向けた取組（循環ビジネス事業化支援事業のみ）
 - ・廃棄されている循環資源の新たなリユース・リサイクルスキームの検討

【動静脈連携枠】

- 1 産業廃棄物等（現在産業廃棄物として処理されているが、本事業に取り組むことで、有価物として取り扱われるものを含む）を再資源化や再利用することを目的とし、2社以上が連携して実施する取組
 - ・連携した企業等のいずれかにおいて、産業廃棄物等が発生しており、本取組を実施することによって、当該産業廃棄物等が製品原料等への再資源化や再利用が可能になる先進的な取組
 - ・設備導入後も産業廃棄物として排出される事業であっても、本取組を実施することによって、当該廃棄物を受け入れる連携した企業等が製品原料として利用される取組